

充電設備運営支援事業実施要綱

(制定) 令和4年6月24日4環地次第130号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、都内の充電設備の運営を支援するために行う「充電設備運営支援促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、充電設備を導入する者に対し、当該設備の運営に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が90kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上90kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 2 公共用充電 一般開放されている（不特定多数の人の出入りが可能）移動先の目的地で、滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電をいう。

第4 本事業の内容

都は、次のとおり充電設備の運営に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、充電設備導入促進事業又は充電設備導入促進拡大事業の交付決定を受けているものとする。

2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる充電設備は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 超急速充電設備又は急速充電設備であること。
- (2) 公共用充電として広く都民及び事業者等に一般開放していること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、5に規定する助成対象期間に係る次の経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(1) 維持管理費

充電設備の課金通信費、保守メンテナンス費、コールセンター費及び損害保険料

(2) 電気料金（基本料金）

充電設備の電力契約に係る電気料金のうち、基本料金。ただし、令和3年4月1日以降に充電設備導入促進事業及び充電設備導入促進拡大事業に申請した充電設備で、別に定める「再生可能エネルギー100パーセント電力調達」を満たす場合に限る。

4 申請期限

令和2年度までに充電設備導入促進事業申請をした場合にあつては、当該申請に係る都からの額確定通知から2年以内を申請期限とし、令和3年度以降に充電設備導入促進事業及び充電設備導入促進拡大事業の申請をした場合にあつては、当該申請に係る都からの交付額確定通知又は額確定通知から1年以内を申請期限とする。

5 助成対象期間

助成対象期間は、充電設備の運営開始から令和10年3月31日までのうち連続して最大3年間とし、次のとおり年度ごとに申請するものとする。ただし、充電設備導入促進事業の運営費の申請をしている場合は、その助成対象期間を除いた期間とする。

(1) 初年度

充電設備の運営開始日又は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適切と認める日から当該年度の3月31日まで

(2) (1)の翌年度

当該年度の4月1日から3月31日まで

(3) (1)の翌々年度

当該年度の4月1日から3月31日まで

なお、(1)から(3)までの規定による助成対象期間の合計が3年に満たない場合にあつては、(3)の更に翌年度において、当該年度の4月1日から本事業による助成の受給期間が合計で3年となる日まで申請することができるものとする。

6 助成金額

助成金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 維持管理費

助成対象経費とし、年40万円を上限とする。

(2) 電気料金（基本料金）

ア 超急速充電設備

助成対象経費とし、年110万円を上限とする。

イ 急速充電設備

助成対象経費とし、年60万円を上限とする。

7 実施期間

(1) 事業の実施期間は、令和2年度から令和9年度までとする。ただし、電気料金（基本料金）への助成は令和3年度から令和9年度までとする。

(2) 本事業の助成金の交付は令和10年度までに行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。